

### 三 郷 市 業 務 委 託 契 約 約 款

( 総 則 )

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

( 契 約 保 証 金 )

第 2 条 受注者はこの契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。第 4 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

契約保証金の納付

契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証

この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

( 権 利 義 務 の 譲 渡 等 )

第 3 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

( 再 委 託 等 の 禁 止 )

第 4 条 受注者は、委託業務（以下「業務」という。）の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限

りでない。

( 監督員 )

第 5 条 発注者は、監督員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。

その者を変更したときも、同様とする。

( 現場責任者及び技術管理者 )

第 6 条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。
- 3 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。
- 4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

( 業務の調査等 )

第 7 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

( 業務の内容の変更、中止等 )

第 8 条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面をもってこれを定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者受注者協議して書面をもって定める。

( 履行期間の延長 )

第 9 条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者受注者協議して定めるものとする。

( 損害のために必要を生じた経費の負担 )

第 10 条 業務の処理に関し発生した損害 ( 第三者に及ぼした損害を含む。 ) のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

( 検査及び引渡し )

第 1 1 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 発注者は、前項の検査に合格したときは、その旨を書面をもって受注者に通知しなければならない。

4 受注者は、第 2 項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、前 3 項の規定を適用する。

5 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を発注者に引き渡さなければならない。

( 委託金額の支払 )

第 1 2 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託金額を支払わなければならない。

3 契約締結後、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、特段の変更手続きを行うことなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

( 履行遅滞の場合の違約金 )

第 1 3 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年度当初における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）で計算した額とする。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を徴せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする（以下同じとする）。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条の規定による委託金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に基準率で計算した額の支払を発注者に請求することができる。

(設計図書引渡し後の設計変更)

第14条 受注者は、設計図書(図面、設計書及び仕様書をいう。以下同じ。)を発注者に引渡した後においても、発注者から基本設計を変更しない範囲内において設計の変更を求められたときは、その求めに応じて設計図書を作成し、発注者の指定する日までに発注者に提出しなければならない。

ただし、発注者が、基本設計を変更した場合における当該変更に応じて必要な設計図書の作成については、その都度発注者受注者協議して書面で定める。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第4条の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時当該業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条の2 次の各号の一に該当する場合には、受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の責務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（発注者の任意解除権）

第16条 発注者は、業務が完了しない間は、第15条に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受

注者協議して定める。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条の規定による業務の中止の期間が契約期間の10分の5以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(秘密の保持等)

第18条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(定めのない事項等)

第19条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。